

学位制度の主な変遷について

1. 学位令の制定（明治20年）

学位の種類・・・博士及び大博士

博士の種類・・・法学、医学、工学、文学及び理学博士

授与要件・・・博士の学位は、大学院に入り定期の試験を経た者に授与するほか、これと同等以上の学力のある者に帝国大学評議会の議を経て授与する。
大博士の学位は、博士会に付して学問上特に功績あると認められた者に閣議を経て授与する。

授与権者・・・文部大臣

2. 学位令の改正（明治31年）

学位の種類・・・大博士を廃止し、博士のみとする。

博士の種類・・・農学、獣医学、林学、薬学を加える。

授与要件・・・①大学院に入学し、所定の試験を経た者

②論文を提出し、各分科大学教授会で前記の者と同等以上の学力があると認められた者

③博士会において学位を授与すべき学力ありと認められた者

④帝国大学教授にして当該大学総長の推薦した者

3. 学位令の改正（大正9年）[大幅な改正]

学位の種類・・・学位は博士とする。

授与権者・・・学位は文部大臣の認可を経て大学が授与する。

博士の種類・・・文部大臣の認可を経て大学が定める。

規定の9種類のほか、経済学、経営学、商学、政治学、神学が加えられた。

授与要件・・・①研究科において2年以上研究に従事し、論文を提出し、学部教員会の審査に合格した者

②論文を提出し、学部教員会において前記の者と同等以上の学力ありと認められた者

論文公表・・・学位を授与された者は、当該論文を印刷公表する。

4. 学位規則の制定（昭和28年）[学校教育法（昭和22年制定）を根拠]

学位の種類・・・博士及び修士とする。

博士の種類は別に定める。修士の種類は文学修士等18種類とする。

授与権者・・・大学院を置く大学

授与要件・・・博士の学位は、大学院に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、博士論文の審査及び試験に合格した者、又は、博士論文の審査及び試験に合格し、

かつ、前記の者と同等以上の学力ありと確認された者に授与。

修士の学位は、大学院に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ修士論文の審査及び試験に合格した者に授与

論文の公表等・・・博士の学位を授与された者は、その論文を印刷公表する。

学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学名を付記する。

5. 新制大学院修了者等の学位記について（昭和29年大学学術局長通知）

学位記の様式例の表示・・・各大学で定める学位記の参考に資する。

（趣旨）修了証書の意味も兼ねたものであること。

6. 学位規則の改正（昭和31年）

博士の種類・・・学位規則中に17種類を定めた。（文学、教育学、神学、社会学、法学、政治学、経済学、商学、経営学、理学、医学、歯学、薬学、工学、農学、獣医学、水産学）

授与要件・・・博士の学位授与要件について、大学院に5年以上在学し、所定の単位を修得し、博士論文の審査及び試験に合格した者とした。

7. 学位規則の改正（昭和37年）

論文博士の審査方法・・・論文提出による博士（論文博士）の審査で、論文審査及び学力確認の試験を（形式的な試験でなく）適宜な方法で審査できることとした。

8. 学位規則の改正（昭和49年）

学位の意義・・・博士の学位については、「独創的研究によって新領域を開拓し、研究を指導する能力」とされていたものを「自立して研究活動を行うに必要な高度の能力」とした。

修士の学位については、「高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力」を加えた。

博士の種類・・・包括的な学位として「学術博士」を設けた。

論文審査の協力・・・他の大学院等の教員に学位論文審査の協力を依頼できることとした。

9. 学位規則の改正（平成元年）

博士の学位の意義・・・課程の目的の改正に合わせて、「社会の多様な方面で活躍し得る高度の能力」を加えた。

10. 学位規則の改正（平成3年）

学士を学位に位置づけ、学位授与機構の新設に伴う改正

学位の種類・・・学位の種類を廃止し、専門分野を学位に付記することとした。

「学士」の沿革

明治 6年 ○学制追加 大学卒業者には学士の称号を与えることを定める。

明治 11年 ○東京大学に学位授与権を与える。

明治 12年 ○東京大学学位授与規則制定 ~ 学位は「学士」とし、大学の卒業をもって授与の資格とする。

明治 16年 ○学士試験規則を定め、卒業生のうち志願者に限り、その学力を考試して学士の学位を授け、その他の者には「得業士」の学位を授けることとしたが、実際の適用を待たずに帝国大学令発布。

明治 20年 ○学位令 ~ 学位の種類：博士、大博士（大博士の学位は、実際には授与することなく廃止された。）

授与権者：文部大臣

○分科大学通則中「試業及卒業証書の部」に学士称号規定を追加

・「各分科大学卒業生はその学科にしたがい法学士、医学士、薬学士、工学士、文学士、理学士と称することを得」

大正 7年 ○大学令 ~ 「学部に3年以上在学し一定の試験を受け之に合格したる者は学士と称すことを得」

昭和 22年 ○学校教育法制定 ~ 「大学に4年以上在学し、一定の試験を受け、これに合格した者は、学士と称することができる」